

保険番号マス9 (熊本県43)

番号	設定項目名	制度名	和 watermark 宇土市 菊陽町 八代市 人吉市 合志市 菊池市																		
			乳幼児			重度心身障害者			ひとり親家庭等			水俣病	乳幼児	子ども	子ども	乳幼児	子ども	子ども	子ども	ひとり親	
1	保険番号		141	241	341	142	242	342	442	143	243	343	145	180	280	380	480	580	680	460	443
2	法別番号		41	41	80	42	42	86	42	83	43	43	45	80	80	80	80	80	80	80	43
3	短縮制度名		乳児負無	乳児負有	熊乳幼児	障害負無	障害負有	熊障1/3	熊障負無	熊親1/3	親償還	水俣親	水俣病	乳幼児	子ども	菊陽子ども	八代乳	人吉子ども	合志子ども	菊池子	菊池親
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費生保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始一終了)		0-15	0-15	0-15	3-999	3-999	20-69	3-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-18	6-15	4-15	0-18	0-18	0-18	0-18	0-999
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	2	1	1	2	1	2	1	2	1	1	2	2	1	1	1	1	2
12	レセプト請求(印刷)		3	3	0	3	3	0	3	0	3	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3
13	レセプト記載		0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
※ 所得情報																					
14	外来負担区分		2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	500	0	0	1020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	500	0	0	1020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		0	500	21000	0	1020	21000	21000	21000	0	0	0	0	1000	0	21000	20000	21000	7000	21000
21	1月院外上限額		0	500	21000	0	1020	21000	21000	21000	0	0	0	0	1000	0	21000	20000	21000	7000	21000
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		熊乳幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	2	2	0	0	1	3	3	1	3
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	100	100	0	100
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	500	0	0	2040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		熊乳幼児	0	500	0	0	2040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		0	500	21000	0	2040	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	0	7000	0
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	0	0	1	1	1	1	1

(注) 患者負担がない場合、レセプト一部負担金額に「0」の記載が必要な制度があるようです。各保険番号(342,385,485,186,341,441,541,560,680,283)に対してシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセ(1)」タブの「一部負担金0円記載(記録)(外来)」、「一部負担金0円記載(記録)(入院)」の左側を「1」で設定してください。

乳幼児医療費	「乳児負無」(自己負担無しの受給資格者証持参の患者に適用。市町村によって適用年齢が異なるようです。) 「乳児負有」(500円までは自己負担有り。市町村によって適用年齢が異なるようです。) 「熊乳幼児」(レセプト請求。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。該当公費併用以外の保険組み合わせがある場合(国公費、長期併用等)は償還払いとなります。熊本市で国保の場合にご使用ください。) 「障害負無」(自己負担無しの受給資格者証持参の患者に適用) 「障害負有」(上限付きの自己負担有受給資格者に適用)
重度心身障害者医療費	「熊障1/3」(一部負担金の1/3を自己負担…熊本市の制度で窓口負担金は10円単位です。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いです。国保の場合にご使用ください。 ※令和6年8月よりレセプト請求へ変更(70歳未満の市町村国保の場合に使用、令和6年9月より国保組合の請求方法の変更(70歳未満の国保の場合に使用)、後期高齢者、国保70歳以上、該当公費併用以外の保険組み合わせがある場合(国公費、長期併用等)は償還払いとなります。) 「熊障負無」(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。) 「熊親1/3」(一部負担金の1/3を自己負担…熊本市で運用されている制度です。窓口負担金は10円単位です。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体側で提供します。レセプト請求ですが上限額を越えたら全額償還払いになります。国保の場合にご使用ください。後期高齢者、国保70歳以上、該当公費併用以外の保険組み合わせがある場合(国公費、長期併用等)は償還払いとなります。)*令和6年12月よりレセプト請求へ変更
ひとり親家庭等医療費	「親償還」(熊本市以外は償還払い) 「水俣親」(一部負担金の1/3を自己負担…水俣市で運用されている制度です。窓口負担金は10円単位です。) 「水俣病」(上限額までは全額助成、上限額以上は償還払い、しかも上限額が70歳以上と未満の2種類有り…変則制度のため保険番号マスでの設定では対応不可)
水俣病総合対策事業	
★和水町・水上村等乳幼児医療費	「乳幼児」(自己負担無し。市町村によって適用年齢は異なります。社保国保共にレセプト請求のようです。)*大津町、宇土市、南開町、玉東町、荒尾市、宇城市、産山村、菊陽町、津奈木町、高森町は入院は償還払いの為、入院時は使用しない。 ※水上村は平成20年4月、和水町は平成20年5月、大津町は平成20年6月、宇土市は平成23年4月、南開町は平成23年9月、玉東町は平成23年10月、荒尾市・宇城市は平成24年10月、産山村は平成26年7月、菊陽町は平成28年4月、津奈木町は令和4年4月、高森町は令和4年10月、熊本市(社保)は令和6年12月、阿蘇市(社保)は令和7年1月から制度開始のようです。 ※レセプトの一部負担金額に「0」の記載が必要な場合は、システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(1)」タブ「一部負担金0円記載(記録)」を「1」で設定を行ってください。
★宇土市(平成23年4月)子ども医療費	「子ども」(小学1〜中学3年生が対象。月上限1000円の自己負担。入院は償還払いの為、入院時は使用しない。社保国保共にレセプト請求のようです。宇土市は令和5年1月より保険番号180と同制度のようですのでそちらをご使用ください。)*宇城市は平成24年10月から制度開始のようです。
★菊陽町子ども医療費	「菊陽子ども」(4歳〜中学3年生が対象。外来は患者負担無しで一部負担金の月合計額が20,000円を超えた場合、全額償還払い。入院は金額関係なく償還払いのようです。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。)*平成28年4月より社保国保共にレセプト請求へ変更 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」の左側を「3」、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を「4」で設定が必要です。
★八代市(平成24年10月)乳幼児医療費	「八代乳」(0歳〜高校3年生が対象。レセプト請求のようです。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。) ※御船町(就学前)(平成26年8月)、美里町(高校3年生まで)(平成28年4月)、荒尾市(令和3年1月)、苓北町(社保)(令和6年6月)、玉名市、天草市、山都町(令和6年8月)、上天草市(令和6年8月)は同制度のようです。八代市(中学3年生まで)、御船町(就学前)、荒尾市、玉名市は入院は償還払いの為、入院時は使用しない。 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を「1」で設定が必要です。
★人吉市子ども医療費	「人吉子ども」(高校3年生までが対象。外来は自己負担はありませんが、月20,000円を超えると全額償還払いとなります。入院は金額関係なく償還払いのようです。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。)*平成29年10月より制度変更 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を「1」で設定が必要です。
★合志市子ども医療費	「合志子ども」(高校3年生までが対象。外来・入院共に患者負担無し。外来は自己負担はありませんが、月21,000円を超えると全額償還払いとなります。入院は金額関係なく償還払いです。) ※令和2年10月よりレセプト請求へ変更。五木村(令和2年10月)、御船町(令和4年4月)、球磨村(社保 令和5年10月)、あさぎり町(社保 令和6年1月)、山江村(社保 令和7年1月)も同制度のようです。 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を「1」で設定が必要です。
★菊池市子ども医療費	「菊池子」(入院、外来共に患者負担無しでレセプト請求ですが月合計点数が7000点以上の場合、全額償還払いとなります。食事療養費は助成対象外です。菊池市は入院は点数関係なく償還払いのようですので使用不要です。) ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(入院)」の左側を「2」で設定が必要です。
ひとり親家庭等医療費	「菊池親」(一部負担金の1/3を自己負担…菊池市で運用されている制度です。窓口負担金は円単位です。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。入院は償還払いです。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。)*平成28年7月26日ハッチ「管理番号:kk38155」で本体対応がされていますのでご注意ください。

保険番号マス9（熊本県43）

番号	設定項目名	熊本市																	
		子ども				障害				ひとり親	子ども	子ども	子ども	子ども	子ども	障害	ひとり親	障害	障害
1	保険番号	441	541	560	660	385	485	186	283	780	260	641	741	360	542	183	185	285	585
2	法別番号	80	80	80	80	85	85	86	83	80	80	80	80	80	42	83	85	85	85
3	短縮制度名	熊子ども	熊子中	熊子社	熊子中社	熊本障社	熊本障国	障社1/3	親社1/3	御船子	荒尾子	長洲子	水俣子	天草子	天草障	天草親	宇城障	苓北障	大津障
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)	3-12	12-18	3-12	12-18	3-74	3-69	20-74	0-74	6-18	9-12	0-18	0-18	0-18	0-69	0-999	0-999	0-999	1-69
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
12	レセプト請求(印刷)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
13	レセプト記載	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0
※	所得情報																		
14	外来負担区分	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	700	1200	700	1200	0	21000	0	0	1000	500	21000	21000	21000	1000	21000	1000	1000	1000
21	1月院外上限額	700	1200	700	1200	0	21000	0	0	1000	500	21000	21000	21000	1000	21000	1000	1000	1000
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	1	1	2	2	2	1	1	1	0	0	3	3	1	1	1	1	1	1
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	0	0	0	0	0	21000	0	0	0	0	0	0	21000	2000	21000	2000	2000	2000
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) ★熊本市

- 子ども医療費

「熊子ども」（3歳～小学6年まで。外来は月700円患者負担、入院は患者負担なし。レセプト請求ですが一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。該当公費併用以外の保険組み合わせがある場合（国公費、長期併用等）は償還払いとなります。熊本市で国保の場合にご使用ください。）

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「月途中受給者証変更時負担金計算」の左側を「1」、「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定が必要です。※平成30年1月からの制度、令和6年12月にレセプト請求へ変更

「熊子中」（中学1年～高校3年まで。外来は月1200円患者負担、入院は患者負担なし。レセプト請求ですが一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。該当公費併用以外の保険組み合わせがある場合（国公費、長期併用等）は償還払いとなります。熊本市で国保の場合にご使用ください。）

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「月途中受給者証変更時負担金計算」の左側を「1」、「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定が必要です。※平成30年1月からの制度、令和6年12月にレセプト請求へ変更

「熊子社」（3歳～小学6年まで。外来は月700円患者負担、入院は患者負担なし。食事療養費は助成対象外。レセプト請求。熊本市で国保の場合にご使用ください。）※令和6年12月からの制度

「熊子中社」（中学1年～高校3年まで。外来は月1200円患者負担、入院は患者負担なし。食事療養費は助成対象外。レセプト請求。熊本市で国保の場合にご使用ください。）※令和6年12月からの制度

「熊本障社」（熊本市の制度。外来、入院共に患者負担無し、食事療養費は助成対象外。レセプト請求です。）※令和6年8月よりレセプト請求(社保・国保組合の場合に使用)、令和6年9月より国保組合の請求方法の変更(社保の場合に使用)

「熊本障国」（熊本市の制度。外来、入院共に患者負担無し、食事療養費は助成対象外。国保70歳未満で月上限21000円未満の場合はレセプト請求で超えたら全額償還払いです。国保の場合にご使用ください。）

※令和6年8月よりレセプト請求へ変更(70歳未満の市町村国保の場合に使用)、令和6年9月より国保組合の請求方法の変更(70歳未満の国保の場合に使用)、後期高齢者、国保70歳以上、該当公費併用以外の保険組み合わせがある場合（国公費、長期併用等）は償還払いとなります。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。

「障社1/3」（熊本市の制度。外来、入院共に一部負担金の1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。窓口負担金は10円単位です。食事療養費は助成対象外。レセプト請求です。）※令和6年8月よりレセプト請求(社保・国保組合の場合に使用)、令和6年9月より国保組合の請求方法の変更(社保の場合に使用)

「親社1/3」（熊本市の制度。外来、入院共に一部負担金の1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。窓口負担金は10円単位です。食事療養費は助成対象外。レセプト請求です。）※令和6年8月よりレセプト請求(社保・国保の場合にご使用ください。後期高齢者は償還払い、国保は保険番号143をご使用ください。)
- ひとり親家庭等医療費

★御船町

子ども医療費

「御船子」（小学1年～中学3年まで。外来は月1,000円の患者負担で一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払い。入院は金額関係なく償還払い。

社保国保共にレセプト請求。宇城市も同制度のようです。御船町は令和4年4月より保険番号680をご使用ください。)

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」の左側を「3」、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を「3」で設定が必要です。
- ★荒尾市

子ども医療費

「荒尾子」（小学3年～小学6年まで。外来は月500円の患者負担。入院は対象外。社保国保共にレセプト請求。令和3年1月より患者負担はないようですので保険番号480をご使用ください。)
- ★長洲町

子ども医療費

「長洲子」（0歳～高校3年まで。社保国保共にレセプトでの請求のようです。外来は窓口負担はありませんが、一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。入院は金額関係なく償還払いです。）

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を「1」で設定が必要です。
- ★水俣市

子ども医療費

「水俣子」（0歳～高校3年生が対象、患者負担無し。入院は償還払い。外来は一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。）※令和2年4月よりレセプト請求へ変更

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を「1」で設定が必要です。
- ★天草市

子ども医療費

「天草子」（18歳までが対象。患者負担無し。食事療養費は助成対象外。社保国保共にレセプト請求です。一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。天草市は保険番号480と同制度のようですのでこちらをご使用ください。)

「天草障」（70歳未満が対象。前期高齢者、後期高齢者は償還払い。外来月1000円、入院月2000円の患者負担。食事療養費は助成対象外。一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。）※令和6年8月より上限額変更

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定が必要です。
- ひとり親家庭等医療費

「天草親」（一部負担金の1/3を自己負担。食事療養費は助成対象外。社保はレセプト請求、国保は令和6年8月よりレセプト請求となるようです。一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。

該当公費併用以外の保険組み合わせがある場合（国公費、長期併用等）は償還払いとなります。)

※山都町・大津町・菊陽町(令和6年11月)、南阿蘇村(令和7年4月) 70歳未満は同制度のようです。
- ★宇城市

重度身心障害者医療費

「宇城障」（外来：月上限1000円、入院：月上限2000円の患者負担。食事療養費は助成対象外。社保国保共にレセプト請求です。後期高齢者は自動償還払いのようです。）※令和6年8月より上限額変更

※上天草市(社保・国保 令和6年10月)も同制度のようです。
- ★苓北町

重度身心障害者医療費

「苓北障」（外来：月上限1000円、入院：月上限2000円の患者負担。食事療養費は助成対象外。社保・70歳未満の国保はレセプト請求で一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、自動償還払いとなるようです。70歳以上の国保(後期高齢者は自動償還払いのようです。)

※令和6年8月より上限額変更

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「レセ(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」、「設定と異なる記載(入院)」の左側を「3」、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定が必要です。
- ★大津町

重度身心障害者医療費

「大津障」（大津町の制度。外来：月上限1000円、入院：月上限2000円の患者負担。食事療養費は助成対象外。社保・国保はレセプト請求、後期高齢者は自動償還払いのようです。月上限21000円を超えた場合は全額償還払いです。益城町、菊陽町も同制度の様です。

償還払いとなる条件が社保は21,000円以上、国保は7,000点以上と判断基準が金額と点数で異なるようで、国保の場合で金額と点数の判断結果が異なる場合は調整金等でご対応ください。)

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「レセ(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」、「設定と異なる記載(入院)」の左側を「3」、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定が必要です。)

※令和6年8月より制度開始。